

# 放課後児童クラブ保護者負担金 減免制度について（お知らせ）

甲府市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、次の要件に該当する保護者の負担金について減免を行います。

制度を利用される方は、事前に減免申請及び審査が必要となりますので、別添「減免申請書」をご利用の放課後児童クラブにご提出ください。

## 1 保護者負担金減免の要件（申請理由）

- ①就学援助費を受給している（保護者負担金の全額を免除）
- ②児童扶養手当を受給している（手当の受給状況に応じて保護者負担金を一部減免）

## 2 減免割合

番号	区分	減免率	負担金引き落とし額
①	就学援助費を受給されている方	100%	0（円/月）
②	児童扶養手当を全部受給されている方	30%	3,500（円/月）
	児童扶養手当を一部受給されている方	10%	4,500（円/月）

## 3 申請に必要な書類

- ・放課後児童クラブ保護者負担金減免（変更）申請書
- ・放課後児童クラブ保護者負担金還付先口座指定書（申請理由が①の場合のみ）

## 4 保護者負担金減免申請の流れ

- (1)申請書に必要な事項を記載し、入会先のクラブに提出する。
- (2)子ども保育課が申請書をもとに関係部署に状況を照会し、減免の可否を決定。
- (3)減免決定通知書が郵送される。
- (4)決定した時期に応じて保護者負担金の減免が適用される。

## 5 注意事項

- ・1年生で就学援助費の受給を理由に申請する場合、令和7年3月に就学援助費の支給が決定されておりますので、別紙申請書を令和7年4月16日までにクラブへご提出ください。
- ・2～6年生で就学援助費の受給を理由に申請する場合、4～6月相当分を含む7月以降の保護者負担金への減免適用は、別紙申請書を令和7年7月16日までにクラブへご提出ください。
- ・減免は遡って適用ができませんので、申請後の決定した時期に応じて減免を適用します。
- ・減免の理由が消滅した場合、早急に減免変更申請書を提出してください。また、その事実を確認した場合、申請の有無にかかわらず減免が取り消される場合があります。
- ・要件を満たす方でも減免を希望しない場合、申請の必要はございません。

お問い合わせ先  
子ども保育課子ども保育係  
電話 055-237-5092